

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第13回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年4月23日(月曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 52 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者	- 名
		議員	- 名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

< 藤本委員長 >

B - 5、都市計画マスタープランを議決対象とすることとし、議会運営委員会に送付したが、都市計画法等の規定から議決対象となるにいたらなかった。

3 検討項目の協議について

[B - 6、文書質問]

< 藤本委員長 >

提案者の説明を求める。

< 酒井委員 >

以前にも説明している。また前回委員会で資料が配付されており、各委員が理解を深めた上での今回の委員会である。説明は省略する。

< 藤本委員長 >

意見は。

< 酒井委員 >

本会議での一般質問を妨げるものではない。実施を。

< 眞継委員 >

一般質問の補完とも成り得る。制度としては整備すべき。

< 馬場委員 >

運営方法等を詳細に検討すべき。

< 藤本委員長 >

事務局から説明を。

< 事務局 >

まず必要性を議論されたい。必要と結論されたならば具体的方法等について、前回提示した以外の資料を提供し説明したい。

< 堤委員 >

議会の基本は言論であることは前回申し上げた。議会運営全体との整合を考慮し検討すべき。

< 中村委員 >

実施するならば具体的な検討が必要。直ちに整理するのは難しいと感じる。

< 吉田委員 >

議会として考えると文書質問制度が存在することにメリットがある。一般質問では通告事項に答弁がないことがある。また、数字等の質問は文書の方がふさわしいのではないか。議論による議会の運営に資するものである。

< 藤本委員長 >

濫発による理事者への影響も懸念されるが。

< 吉田委員 >

議長等で整理できるのではないか。濫発すれば議会側の責任となり、議員も自覚していると考ええる。また、導入時には回数等の制限を厳しくし、状況に応じて適宜変更を加えればよいと考える。

< 酒井委員 >

各委員の文書質問制度への賛否はどうか。

< 西口委員 >

議会は言論で運営されるとする基本は重く受け止めている。現在行っている個人の調査活動等への影響は。公開性はどうか。

< 堤委員 >

議会は言論の府でありこの基本は重要。その基本を踏まえた上での文書質問は理解できる場所である。議会全体の運営と整合を図り検討すべきである。

< 馬場委員 >

導入してもかまわないと考える。しかし、議会は言論での運営が基本である。閉会中に回数制限を設け実施。議長から市長への文書とし、内容を全議員が共有できるような運用を。

< 吉田委員 >

政治倫理条例制定時に議員と理事者との関係で議論があったが、議員の個人活動を制限しない運用として機能しておりそれと同様と考える。文書質問の内容は議員間で共有すべきだが、議員が個人として行う活動は別として整理できる。本委員会での実施する方向を決定し、詳細な内容は議運で決定されるべき。

< 藤本委員長 >

実施するとする意見が多いが。

< 西口委員 >

理事者側の負担についてはどうか。

< 藤本委員長 >

事務局から説明を。

< 事務局 >

案1、議員個人が行う一般質問を文書で行うもの

案2、組織としての議会が、組織の意思として行う質問

< 藤本委員長 >

事務局説明について意見は。

< 馬場委員 >

案1を支持する。案2では迅速性が失われる。議長から議運への諮問は答申が難しい場合がある。

< 吉田委員 >

案1を支持する。一般質問の延長と考えると議員個人が行う方が望ましい。また消極的な意見になるが、議会全体の質問としてしまうと、言論で行う本会議場の

一般質問を上回る重みが生じてしまいかねずよろしくない。

<堤委員>

質問内容は議員と事務局で整理し議長において許可すべし。議運等への諮問は必要ない。

<酒井委員>

案2について具体的には。

<藤本委員長>

事務局から説明を。

<事務局>

単純な疑問は議員個人が直接担当部署に問い合わせれば回答を得られるはずであり、そのような軽易な疑問の解消のためにわざわざ文書質問制度を創設する意義は低い。ある時点での理事者の考え方を明確にすることを質問と定義するならば、質問するに足る相応の内容を伴う必要がある。議会とは議員間で議論する場であり、文書質問もそのプロセスを経るべきではないかと考えた。

<酒井委員>

案1と案2を併用できないか。

<藤本委員長>

併用について説明は。

<酒井委員>

制度として2つあってもいいと感じた。文書質問内容を議員間で共有しないことを意図しているわけではない。

<吉田委員>

文書質問のメリットは証拠が残ることであり議員が個人で問い合わせるものとは性質を異にする。案2については手続きが煩雑であること及び本会議場での一般質問を上回る重みが生じる可能性があることから、案1が望ましいと考える。

<馬場委員>

事実を明らかにすることに質問の意義があり、価値観の異なる議員間での共通したメリットとなる。その点で案1による文書質問が望ましい。案2ならば質問するために議員間で異なる意見をまとめる必要が生じる。

<藤本委員長>

案1と案2の併用案について事務局から説明を。

<事務局>

併用は可能であると思う。

案2の場合、質問を行いたい議員は議会での議論で他の議員を説得するべきであり、その過程こそが議員間での課題の共有と質問の質の向上につながると考える。文書質問のやり方についても、議員間の議論により本委員会としての結論をされたい。

<藤本委員長>

それぞれの案に課題はあろうが意見は。

<吉田委員>

案1は便利であり採用されたい。案2については重要性が増しすぎる感があるのと手続きの煩雑さを懸念するが実施を否定するものではない。議員間での議論の重要性は理解できる。

<事務局長>

本会議場での一般質問と文書質問は機能が別であるべきであろう。案2について

は一般質問に対する考え方として提示している部分もある。現在、質問の重複等が多い。質問とは議会として行い、執行機関は議会に対して答弁するものである。各議員が個別に対執行機関として質問するのではなく、議員間の議論により議会としての考えをまとめた上での質問の方がより効果を発揮するのではないか。その嚆矢として文書質問での試みが可能ではないかと考える。

< 藤本委員長 >

文書質問を実施する方向としてまとめる。

< 酒井委員 >

案1と案2の選択はどうか。

< 藤本委員長 >

制度の内容については検討を継続する。

< 全員了承 >

[B - 7、委員会でのインターネット中継の導入]

< 西口委員 >

委員会での議論は重要であり、重要であるからこそ公開すべき。予算措置等も必要であろうことから開始時期は拘らないが可能な部分から実施されたい。実施する方向を本委員会で結論されたい。

< 堤委員 >

本会議の中継の実績及び効果等は。委員会中継に対する市民要望はどうか。

< 酒井委員 >

中継の目的はわかりやすく議論を公開し、市民の市政に対する理解と関心を高めることと考える。ただし中継だけで関心を高められるかは疑問。順番として委員会での議論をわかりやすくし、議会だより等で広報し、その後一次情報としての中継ならば効果があると感じる。まずは委員会での議論の視覚化等を試みたのちに中継を実施するのが望ましいと考える。

< 藤本委員長 >

ライブ中継か録画配信かどちらを想定しているのか。

< 酒井委員 >

会議録上削除する必要がある発言は編集の必要であろう。録画配信するならばライブ中継も行うべきであろう。

< 藤本委員長 >

ライブ中継ならば編集等は不可能である。

< 酒井委員 >

委員会の傍聴者は全てを傍聴している。基本的にはライブ中継も同じである。

< 馬場委員 >

コストパフォーマンスの問題があることと、発言数の違いから議員間で差が生じる問題がある。そのようなことを含めての合意ができれば実施を。

< 西口委員 >

議会は公開であり本会議も中継している。委員会も同様である。可能な部分から実施を。

< 吉田委員 >

現在の委員会は自由な発言により柔軟な運営が行われている状況もあり、それらが損なわれることや、誤解を生む不安なども感じるが合意できれば実施されたい。

録画配信も行うべきであろう。

< 堤委員 >

委員会中継に対する市民の需要を見極める必要がある。

< 藤本委員長 >

本会議中継のアクセス数は把握している。本会議での議論は通告等により整理されているものがほとんどだが、委員会での議論は不安定な部分もある。

< 眞継委員 >

原則公開であり見られて困るものではない。市民は委員会で柔軟な議論が行われている状況に関心を持つのではないか。

< 中村委員 >

費用の掛からない方法で可能な部分から実施されたい。

< 藤本委員長 >

事務局から説明を。

< 事務局 >

他市の事例等説明。

< 藤本委員長 >

本市委員会の運営状況や他市の事例等から意見は。

< 酒井委員 >

まずは委員会での議論の充実が必要である。ネット中継のみで市民の関心を高めることは難しい。分かりやすく議論を伝える必要あり、他の方法も試みるべきである。

< 馬場委員 >

予算措置を考え平成 25 年度から、基本的には全委員会を対象とすべきであろう。発言等が現在より慎重になることも考えられる。また不注意等で個人情報等を口にしてしまうことも考えられる。それらも想定してライブ及び録画について検討すべきであろう。

< 堤委員 >

委員会中継のみを見て内容を理解できる市民はすくないのではないか。その他の広報手段も考えるべき。

< 西口委員 >

予算審査、決算審査の録画配信から開始してはどうか。状況に応じて拡大していけばよい。

< 藤本委員長 >

ネット配信を実施することで確認したい。

< 議事調査係長 >

平成 25 年度予算として要求し、Ustream 等ではなく本会議での業者体程度として対応したい。

< 木曾議長 >

予算要求には明確な根拠等が必要であり、運用形態を含めて協議していきたい。議会は原則公開でありそのような方向で取り組まれることが望ましいと感じる。

< 藤本委員長 >

その他意見あるか。

< 馬場委員 >

直接関係しないが、市 HP 上の議会ページの表示を大きくされたい。

< 木曾議長 >

議会ＨＰの独自設置は経費を伴い難しいがわかりやすくなるように検討したい。

< 西口委員 >

委員会中継については可能な範囲から実施されたい。

< 藤本委員長 >

本委員会としては委員会の配信を実施する方向として決定する。

< 全員了承 >

[B - 8、議会 Twitter アカウムの創設]

< 酒井委員 >

まずは会議や報告会の日程、HP更新の広報等として活用を。

< 藤本委員長 >

実施主体は。

< 酒井委員 >

本市議会の公式アカウントとして運用を。

< 藤本委員長 >

事務局が対応するのか。

< 酒井委員 >

事務局対応と考えるが広報広聴特別委員会でも可能か。議員が個人として行うものではない。

< 事務局長 >

日程等の広報手段として利用するならば事務局で対応可能と考える。

< 木曾議長 >

議会としての公式アカウントであるので日程等だけならば問題ないが、内容を拡大するならば議会としての意思統一が必要である。留意を。

< 西口委員 >

発信内容には十分留意されたい。

< 木曾議長 >

議会としての情報発信であることの認識が必要。

< 藤本委員長 >

日程等の情報を事務局から発信することとする。

< 全員了承 >

[B - 9、本会議場・委員会室の市民開放]

< 藤本委員長 >

提案者の酒井委員は取り下げの意向である。

< 全員了承 >

[B - 10、会議規則の見直し]

< 藤本委員長 >

提案者の酒井委員は取り下げの意向である。

< 酒井委員 >

会議規則については現在具体的に対処すべき事項がない状況であり取り下げる。

< 全員了承 >

[B - 1 1、特別委員会での行政視察の実施]

< 酒井委員 >

委員会に拘らず必要に応じて視察できる体制としてはどうか。

< 吉田委員 >

常任委員会によって視察の必要性に差がある。予算は枠として捉え各委員会が必要に応じて視察できることとしてはどうか。

< 藤本委員長 >

事務局から説明を。

< 事務局 >

予算は常任委員会が視察することで積算しておりその予算を議決いただいているので、議決の趣旨に従って執行することが基本である。予算積算の根拠を変えるということになる。

< 吉田委員 >

各議員が数回視察するような積算として枠を確保し、柔軟に執行すればいいのではないか。

< 事務局次長 >

吉田委員提案の内容での予算要求は困難であろう。行政視察の予算は議会における常任委員会の重要性に鑑み要求しているものである。執行にあたっては常任委員会での協議により視察先等を決定いただくので、必ずしも2泊3日である必要はない。また、予算執行残は現在でも行っているとおり特別委員会の視察等に流用することも可能である。

< 馬場委員 >

常任委員会として視察を充実させることが大切である。

< 藤本委員長 >

現在のとおりとする。

< 全員了承 >

[B - 1 2、議会改革に市民意見・専門家の意見を取り入れる]

< 藤本委員長 >

参考人制度等があり現に利用している状況がある。具体的にはなにか。

< 酒井委員 >

参考人制度等が整備されていることが理解できたので取り下げる。今後C項目の検討の中で専門家等からの意見聴取を活用する機会もあるであろう。

< 全員了承 >

[B - 1 3、議会事務局の体制強化・独立性確保]

< 藤本委員長 >

具体的にはなにか。

< 酒井委員 >

事務局の事務負担は今後も増加するであろう。まず広報担当者の増員が必要と考

える。

< 藤本委員長 >

事務局から意見は。

< 事務局長 >

議会が活発に活動すれば事務局の仕事が増えるのは当然である。事務局定数条例では定数 8 名であるが現員は 7 名であり、まずはこの解消が必要かと考えている。議会の人事権は議長が有することから議長に状況をお伝えするなかで対応いただきたい。当面は現体制でベスト尽くすものである。

< 木曾議長 >

事務局の職員数は市全体の職員数適正化と整合し対応してきた。しかし、事務量の増加も事実であり対応できるよう折衝していきたい。

< 藤本委員長 >

人員体制等は議長が対応する。

< 全員了承 >

< 藤本委員長 >

B 項目の検討が一定終了した。今後の進め方について事務局から説明を。

< 事務局 >

新項目の追加様式及び議員定数・議員報酬の検討様式等を説明。

4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

5 月 22 日までに事務局へ各様式の提出を。次回委員会は 5 月 24 日午後 1 時 30 分からとする。

< 全員了承 >

5 その他

< 酒井委員 >

C - 1、自治基本条例の制定について提案を取り下げたい。議会報告会で市民からの意見があり、市民参加につながるものと感じていた。しかし条例内容について自身の認識に誤りがあったと感じた。

< 藤本委員長 >

C - 1、提案取り下げを認める。

< 全員了承 >

散会 ~ 15 : 52